

仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】の修正について

1. 計画修正の経緯

仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】において、国の指針や県の計画を踏まえ、市民等の屋内退避、一時移転を実施するための屋内退避・一時移転計画を策定するとしていた。

これまで、その方法等について検討を進めてきたが、その検討結果を仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】に反映させる。

2. 主な修正事項

【該当箇所】第2章 9つの施策パッケージ

第4節 退避・避難・避難受入れ

屋内退避及び一時移転の方法等については次のとおりとし、地域防災計画に記載する。

事態の進展	発生事案	本市の対応	市民等の対応
	全面緊急事態等 ⇒女川原発から通報を受信	屋内退避の準備を発令	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出を控える。 窓の目張りや換気扇の停止など、建物の気密性を確保する。
	放射性物質大量放出 ⇒国、県からの指示又はプルームの影響が及ぶ可能性があると判断	屋内退避の指示を発令	<ul style="list-style-type: none"> 自宅等の屋内に退避する。
	プルーム通過 ⇒通過後 OIL2 (20 μ Sv/h) を超える空間放射線量を計測	一時移転の準備を発令	<ul style="list-style-type: none"> 市等からの情報を収集する。 物資の用意など移転の準備をする。
	放射線量基準値超 ⇒国、県の指示又は OIL2 を超える空間放射線量が1日以上継続	一時移転の指示を発令	<ul style="list-style-type: none"> 指示に従い 1 週間程度内に一時移転する。*

※ 市が選定した市内の空間線量の低い地域に一時移転する。市が市外への避難が必要であると判断した場合には県と協議して一時移転先を決定する。

3. スケジュール

時期	内容
平成 30 年 1 月下旬	地域防災計画パブリックコメント実施
平成 30 年 3 月下旬	仙台市防災会議、地域防災計画修正